

## プロピザミド (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しを含め、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

## 1. 概要

(1) 品目名：プロピザミド [ Propyzamide (ISO) ]

(2) 用途：除草剤

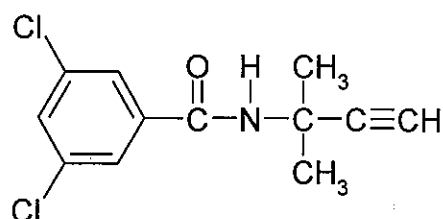
酸アミド系除草剤である。微小管重合阻害による細胞分裂阻害により除草効果を示すものと考えられている。

(3) 化学名：

3,5-dichloro-*N*-(1,1-dimethyl-2-propynyl)benzamide (IUPAC)

3,5-dichloro-*N*-(1,1-dimethyl-2-propynyl)benzamide (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{12}H_{11}Cl_2NO$
分子量	256.12
水溶解度	12.9mg/L (25°C)
分配係数	$\log_{10} Pow=2.95$ (25°C)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

また、レタスに係る残留基準の設定についてインポートトレランス申請がされている。

(1) 国内での使用方法

50%プロピザミド水和剤

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量		本剤の使用回数	使用方法	プロピザミドを含む農薬の総使用回数
			薬量	希釈水量			
レタス (秋播栽培)	一年生雑草 (キ科、 カヤツグサ科を除く)	は種覆土後雑草発生前 ただし、は種14日後まで	200～ 300g/10a	70～100 l/10a	1回	全面土壌散布	1回
定植後雑草発生前 ただし、定植14日後まで							
定植前							
レタス (春播栽培)		定植後雑草発生前 ただし、定植14日後まで					
キャベツ		定植直後雑草発生前					
たまねぎ (春播栽培)	一年生 イネ科雑草	定植後雑草発生前 ただし、収穫45日前まで	300g/10a	100 l/10a	2回 以内	全面土壌散布	2回 以内
	一年生 広葉雑草 (キ科、 カヤツグサ科を除く)						
たまねぎ (秋播栽培)	一年生 雑草 (キ科、 カヤツグサ科を除く)						
ブロッコリー		定植後雑草発生前 ただし、定植14日後まで	200～ 300g/10a				
ごぼう (べたがけ栽培)		は種後発芽前 雑草発生前	100～ 200g/10a		1回		1回
ごぼう			200～ 300g/10a				

50%プロピザミド水和剤 (つづき)

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量		本剤の使用回数	使用方法	プロピザミドを含む農薬の総使用回数
			薬量	希釈水量			
きく	一年生雑草 (キ科、 カヤツグサ科を除く)	定植後 雑草発生前	200~400g/10a	100 ℓ/10a	1回	全面 土壌 散布	1回
もりあざみ チコリ		は種後発芽前 雑草発生前	150~200g/10a				
チコリ(根株)		定植後又は中耕後 雑草発生前 ただし、収穫 60 日前まで	300g/10a	70~ 100 ℓ/10a	2回 以内		2回 以内
しゅんぎく		は種後発芽前			1回		1回

(2) 海外での使用方法 (米国)

①50%プロピザミド水和剤 (米国)

作物名	適用雑草名	使用量	使用時期	使用方法	本剤の使用回数
レタス エンダイブ	一年生 イネ科雑草	2-3 lb/A (1.12-1.68 kg ai/ha)	は種発芽前 定植前 定植後 (収穫 55 日 前まで)	全面土壌散布	1回
	一年生 広葉雑草	3-4 lb/A (1.68-2.24 kg ai/ha)			
	一年生 イネ科雑草	3-4 lb/A (1.68-2.24 kg ai/ha)	定植前 (収穫 55 日 前まで)	土壌混和	1回
	一年生 広葉雑草	4 lb/A (2.24 kg ai/ha)			

ai : active ingredient (有効成分)

②35.3%プロピザミドフロアブル (イギリス)

作物名	適用雑草名 (適用時期)	使用量	使用時期	使用方法	本剤の 使用回数
レタス (露地)	Annual meadow-grass Barren brome Blackgrass Common chickweed Wild-oat Black-bindweed Black nightshade Fat-hen Knotgrass Redshank Small nettle Speedwells	2.75-3.5L/ha (0.97-1.24 kg ai/ha)	収穫6週間前 まで	全面土壌散布	1回

③40%プロピザミドフロアブル (スペイン)

作物名	適用雑草名 (適用時期)	使用量	使用時期	使用方法	本剤の 使用回数
レタス エンダイブ (露地)	冬期一年生イネ科 及び広葉雑草	1.75-3.75L/ha (0.784-1.68 kg ai/ha)	収穫30日前 まで	全面土壌散布	1回

④36%プロピザミドフロアブル (イタリア)

作物名	適用雑草名 (適用時期)	使用量	使用時期	使用方法	本剤の 使用回数
レタス エンダイブ (露地)	カラスムギ、 スズメノテッポウ エノコログサ、 スズメノカタビラ イヌムギ ネズミムギ メヒシバ ミチヤナギ イヌホウズキ、 シロガ、オオバコ、 スベリヒユ イヌビユ、ナズナ イヌビエ	3.5-4.5L/ha (1.41-1.81 kg ai/ha)	収穫30日前 まで	全面土壌散布	1回

ai : active ingredient (有効成分)

### 3. 作物残留試験

#### (1) 分析の概要

##### 【国内】

##### ①分析対象の化合物

- ・プロピザミド
- ・プロピザミド及び3,5-ジクロロベンゾイル基を有するすべての代謝物

##### ②分析法の概要

###### プロピザミド

試料からアセトンで抽出し、フロリジルカラム又はシリカゲルカラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ (ECD 又は NPD) で定量する。

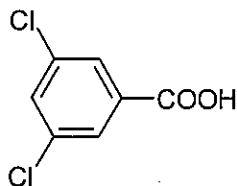
または、試料からアセトンで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム及びフロリジルカラムを用いて精製、又は *m*-ヘキサンに転溶し、アセトニトリル/ヘキサン分配後フロリジルカラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ・質量分析計 (GC-MS) で定量する。

定量限界 : 0.005~0.01 ppm

###### プロピザミド及び3,5-ジクロロベンゾイル基を有するすべての代謝物

試料に硫酸及びメタノールを加え、加熱還流抽出 (プロピザミド及び代謝物を DCBA に変換) 及びメチルエステル化後、*m*-ヘキサンに転溶し、フロリジルカラム又はシリカゲルカラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ (ECD) で定量する。

DCBA の残留値は、プロピザミドに換算して記載した (換算係数 1.34)。



3,5-ジクロロ安息香酸 (DCBA)

定量限界 : 0.007~0.01 ppm

##### 【海外】

##### ① 分析対象の化合物

- ・プロピザミド

##### ② 分析法の概要

試料からアセトンで抽出し、フロリジルカラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ (ECD) で定量する。

定量限界 0.01ppm

## (2) 作物残留試験結果

国内で行われた作物残留試験の結果の概要については別紙 1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-2 を参照。

## 4. ADI の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたプロピザミドに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：1.95 mg/kg 体重/day  
(動物種) マウス  
(投与方法) 混餌  
(試験の種類) 発がん性試験  
(期間) 2 年間  
安全係数：100  
ADI：0.019 mg/kg 体重/day

ラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験において、甲状腺ろ胞上皮細胞腺腫及び精巣間細胞腫の発生頻度の増加並びに肝細胞腺腫及び肝細胞癌を合わせた発生頻度の増加傾向が、マウスを用いた発がん性試験において、肝細胞腺腫及び肝細胞癌の発生頻度の増加が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

## 5. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、なし等に、カナダにおいてレタス、りんご等に、EU においてレタス、エンダイブ等に、オーストラリアにおいてレタス、畜産物等に、ニュージーランドにおいて葉菜類に基準値が設定されている。

## 6. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

プロピザミドとする。

一部の作物残留試験において、プロピザミドと 3,5-ジクロロベンゾイル基を有するすべての代謝物を DCBA に変換するトータル法を用いた分析が行われているが、いずれの作物残留試験においても、トータル法で得られた値は定量限界未満もしくは極めて低い値での検出であることから、3,5-ジクロロベンゾイル基を有する代謝物は残留の規制対象には含めないこととした。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物中の暴露評価対象物質としてプロピザミド（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限までプロピザミドが残留していると仮定した場合、食品摂取頻度・摂取量調査結果<sup>注1)</sup>における各食品の平均摂取量に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI (%) <sup>注2)</sup>
国民平均	1.3
幼小児 (1~6歳)	2.1
妊婦	1.4
高齢者 (65歳以上)	1.2

注1) 平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書より

注2) TMDI 試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うに伴い、暫定基準は削除される。

プロピザミド国内作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 <sup>注1)</sup> (ppm) 【プロピザミドのみ/プロピザミド及び3,5-ジクロロベンゾ <sup>1</sup> ル基を有するすべての代謝物】	
		剤型	使用量・使用方法	回数		経過日数
キャベツ (葉球)	2	50%水和剤	500g/10a 土壌全面散布	1回	55日	圃場A: -/<0.007(#) <sup>注2)</sup>
					76日	圃場B: -/<0.010(#)
ブロッコリー (花蕾)	2	50%水和剤	500g/10a 土壌全面散布	1回	36, 43日	圃場A: -/<0.01(1回, 36日)(#)
					47, 54日	圃場B: -/<0.01(1回, 47日)(#)
ごぼう (根部)	2	50%水和剤	400g/10a 土壌全面散布	1回	126日	圃場A: <0.005/<0.007(#)
					134日	圃場B: <0.005/0.021(#)
チコリ (茎葉部)	2	50%水和剤	300g/10a 土壌全面散布	1回	145, 152, 159日	圃場A: -/<0.01(1回, 145日)
					181, 188, 195日	圃場B: -/<0.01(1回, 181日)
チコリ (根株部)	2	50%水和剤	300g/10a 土壌全面散布	1回	106, 113, 120日	圃場A: -/<0.01(1回, 106日)
					142, 149, 156日	圃場B: -/<0.01(1回, 142日)
チコリ (塊茎)	2	50%水和剤	300g/10a 土壌全面散布	2回	60日	圃場A: <0.01(#)/- 圃場B: <0.01(#)/-
レタス (可食部)	2	50%水和剤	300g/10a 散布	1回	60日	圃場A: -/<0.025
					57日	圃場B: -/<0.011
レタス (茎葉部)	1	50%水和剤	300g/10a 土壌全面散布	1回	35日	圃場A: -/<0.01
					42日	圃場A: -/<0.01
					20日	圃場B: -/<0.02
					27日	圃場B: -/<0.02
もりあざみ (根部)	2	50%水和剤	200g/10a 土壌全面散布	1回	118日	圃場A: -/<0.01
					112日	圃場B: -/<0.01
たまねぎ (鱗茎)	2	50%水和剤	500g/10a 土壌全面散布	1回	96日	圃場A: -/<0.01(#)
					103日	圃場B: -/<0.01(#)
たまねぎ (鱗茎)	2	50%水和剤	500g/10a 土壌全面散布	1回	96日	圃場A: <0.005(#)/-
					103日	圃場B: <0.005(#)/-
たまねぎ (鱗茎)	2	50%水和剤	300g/10a 定植30日後及び 収穫42日前又は56日前 ・土壌全面散布	2回	42, 56日	圃場A: -/<0.01 圃場B: -/<0.01
しゅんぎく (茎葉)	2	50%水和剤	300g/10a 土壌全面散布	1回	70, 77, 84日 41, 48, 55日	圃場A: 0.01(1回, 70日)/- 圃場B: 0.06(1回, 48日)/-

注1) プロピザミド及び3,5-ジクロロベンゾ<sup>1</sup>ル基を有するすべての代謝物の残留値は、3,5-ジクロロベンゾ<sup>1</sup>ル基を有するすべての化合物(プロピザミド及び代謝物)をプロピザミドに換算したもの。

最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考: 平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について( )内に記載した。

注2) (#): これらの作物残留試験は、申請の適用範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。



## プロピザミド作物残留試験一覧表 (EU)

農作物 (分析部位) (国名)	試験 圃場数	試験条件				最大残留量 <sup>注)</sup> (ppm) 【プロピザミド】
		剤型	使用量・使用時期・使用方法	回数	経過日数	
結球レタス (茎葉) (イギリス)	4	50%水和剤	1.56 kg ai/ha、全面散布	1回	45日	圃場A : ND
		40%フロアブル	1.54 kg ai/ha、全面散布	1回	45日	圃場A : ND
		50%水和剤	1.46 kg ai/ha、全面散布	1回	45日	圃場B : <0.01
		40%フロアブル	1.52 kg ai/ha、全面散布	1回	45日	圃場B : <0.01
		50%水和剤	1.42 kg ai/ha、全面散布	1回	45日	圃場C : ND
		40%フロアブル	1.44 kg ai/ha、全面散布	1回	45日	圃場C : ND
		50%水和剤	1.53 kg ai/ha、全面散布	1回	45日	圃場D : <0.01
		40%フロアブル	1.56 kg ai/ha、全面散布	1回	45日	圃場D : <0.01
結球レタス (茎葉) (イタリア)	5	50%水和剤	2.048 kg ai/ha、全面散布	1回	45日	圃場A : <0.01
		50%水和剤	1.766 kg ai/ha、全面散布	1回	30日	圃場B : 0.10
		35.5%フロアブル	2.169 kg ai/ha、全面散布	1回	30日	圃場C : 0.04
		35.5%フロアブル	1.947 kg ai/ha、全面散布	1回	30日	圃場D : 0.095
		35.5%フロアブル	2.02 kg ai/ha、全面散布	1回	30日	圃場E : 0.29
結球レタス (茎葉) (スペイン)	2	40%フロアブル	1.553 kg ai/ha、全面散布	1回	30日	圃場A : 0.023
		40%フロアブル	2.147 kg ai/ha、全面散布	1回	30日	圃場B : 0.105
非結球レタス (茎葉) (スペイン)	4	40%フロアブル	2.00 kg ai/ha、全面散布	1回	30, 45, 60, 90日	圃場A : 0.05
		40%フロアブル	2.03 kg ai/ha、全面散布	1回	30, 45, 60, 66日	圃場B : 0.33
		40%フロアブル	1.97 kg ai/ha、全面散布	1回	30, 45, 60, 90日	圃場C : 0.42
		40%フロアブル	1.98 kg ai/ha、全面散布	1回	30, 45, 60, 90日	圃場D : 0.13

ND = not detected (検出限界 0.0020 ppm)

注) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.05				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしよ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.1				
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.1				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい		0.1				
キャベツ	0.05	0.1	○			<0.007(#), 0.010(#)*
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.1				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー	0.05	0.1	○			0.01(#), <0.01(#)*
その他のあぶらな科野菜		0.1				
ごぼう	0.02	0.1	○			<0.005(#), <0.005(#)
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ	0.05	0.1	○			<0.01(#), <0.01(#)
エンダイブ	1	0.1			1 EU	(レタス参照)
しゅんぎく	0.3	0.1	申			0.01, 0.06(\$)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1	0.1	○・IT		1 EU	【<0.0020-0.42 (n=19) (EU)】
その他のきく科野菜	0.05	0.1	○			0.01, <0.01(もりあざみ)*
たまねぎ	0.05	0.1	○			<0.01(#), <0.01(#)*
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.1				
にら		0.1				
アスパラガス		0.1				
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.1				
パセリ		0.1				
セロリ		0.1				
みつば		0.1				
その他のせり科野菜		0.1				
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.1				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろり		0.1				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.1				
たけのこ		0.1				
オクラ		0.1				
しょうが		0.1				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.06				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.06				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.06				
ネクタリン		0.06				
あんず(アプロットを含む。)		0.06				
すもも(プルーンを含む。)		0.06				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.06				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.04				
ブラックベリー		0.04				
ブルーベリー		0.04				
クランベリー		0.04				
ハuckleベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.04				
ぶどう		0.06				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにはなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.03 0.02 0.02				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02 0.04 0.02				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2 0.2 0.2				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2 0.2 0.2				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.09 0.04 0.04				
乳		0.03				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.04 0.04				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.04 0.04				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.1 0.1				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.1 0.1				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.04 0.04				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.03 0.03				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。  
(※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
※プロピザミド(3,5-ジクロロベンゾイル基を有するすべての代謝物を含む)  
\* 3,5-ジクロロベンゾイル基を有するすべての代謝物をプロピザミドに換算した値

プロピザミド推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )					
食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
キャベツ	0.05	1.2	0.6	1.0	1.2
ブロッコリー	0.05	0.3	0.2	0.3	0.3
ごぼう	0.02	0.1	0.0	0.1	0.1
チコリ	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
エンダイブ	1	0.1	0.1	0.1	0.1
しゅんぎく	0.3	0.5	0.1	0.8	0.8
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	9.6	4.4	11.4	9.2
その他のきく科野菜	0.05	0.1	0.0	0.0	0.1
たまねぎ	0.05	1.6	1.1	1.8	1.4
計		13.3	6.5	15.4	13.1
ADI比 (%)		1.3	2.1	1.4	1.2

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成22年	3月19日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成22年	9月30日	インポートトレランス申請(レタス)
平成23年	2月7日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼(適用拡大:しゅんぎく)
平成23年	3月22日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成26年	1月20日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成26年	7月30日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成26年	7月31日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井	里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
延東	真	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
○大野	泰雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団理事長
尾崎	博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤	貢一	星薬科大学薬品分析化学教室教授
佐藤	清	一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
高橋	美幸	農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山	敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター薬学教育部門教授
根本	了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
宮井	俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内	明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田	克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成	浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授
鰐淵	英機	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○:部会長)

答申(案)

プロピザミド

食品名	残留基準値
	ppm
キャベツ	0.05
ブロッコリー	0.05
ごぼう	0.02
チコリ	0.05
エンダイブ	1
しゅんぎく	0.3
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1
その他のきく科野菜 <sup>注)</sup>	0.05
たまねぎ	0.05

注)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。